

事 務 連 絡

平成 31 年 1 月 18 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に
係る猶予措置の終了に当たっての留意事項について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者総合支援法に基づく療養介護等を提供するに当たっては、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）」に基づき、実務経験を満たし、提供するサービスに応じた分野のサービス管理責任者等研修（以下「研修」という。）を受講した者をサービス管理責任者として配置することとされております（児童発達支援管理責任者については、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）」に要件を規定）。

指定障害福祉サービス事業所又は指定障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（障害児入所施設等で提供される障害児通所支援又は障害児入所支援）の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日（当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日）から起算して 1 年間は、研修を修了しているものとみなす規定（別紙 1 参照。以下「猶予措置」という。）を設けております。

この猶予措置においては、平成 30 年 4 月 1 日以降に事業を開始している場合、認められている特例が今年度末（平成 31 年 3 月 31 日）をもって終了とされているため、猶予措置終了後は実務経験者であっても研修を修了していない場合は、来年度以降、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者についての人員配置が基準上満たせていないこととなります。

つきましては、各都道府県におかれましては、上記にご留意いただき、

- ① 管内において、来年度以降の事業所開設の際には、実務経験及び研修修了の要件を満たしたサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置が必須であることの周知徹底を図ること
- ② 研修の開催においては、早期に事業所開設を予定している事業者からの受講申込者について優先的に受講できるようにすること

等、来年度以降の障害福祉サービス等の提供に向けて遺漏なきようご対応願います。

また、既にお知らせしておりますとおり、来年度以降、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に関する研修体系等の全体的な見直し（別紙2参照）を予定しており、それに伴い、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る要件についての緩和等を実施いたしますので、周知を図っていただきますよう併せてご対応願います。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

地域生活支援推進室 相談支援係

TEL：03-5253-1111（内 3149, 3043）

FAX：03-3591-8914

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)第 50 条第 1 項第 4 号及び第 215 条第 2 項、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号)第 4 条第 1 項第 1 号イ(3)、第 5 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174 号)第 12 条第 1 項第 5 号及び第 90 条第 2 項並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号)第 11 条第 1 項第 2 号イ(3)、第 12 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等を次のように定め、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第 50 条第 1 項第 4 号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第 4 条第 1 項第 1 号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174 号。以下「障害福祉サービス基準」という。)第 12 条第 1 項第 5 号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号。以下「障害者支援施設基準」という。)第 11 条第 1 項第 2 号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「サービス管理責任者」と総称する。)

イ (略)

- ロ 指定障害福祉サービス(法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)を行う事業所(以下「指定障害福祉サービス事業所」という。)又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等(以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して 1 年間(当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合には、平成 31 年 3 月 31 日までの間)は、イの規定にかかわらず、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

以下 (略)

- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 49 条第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。)第 49 条第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)は 1 及び 2 に定める要件を満たす者とする。

1・2 (略)

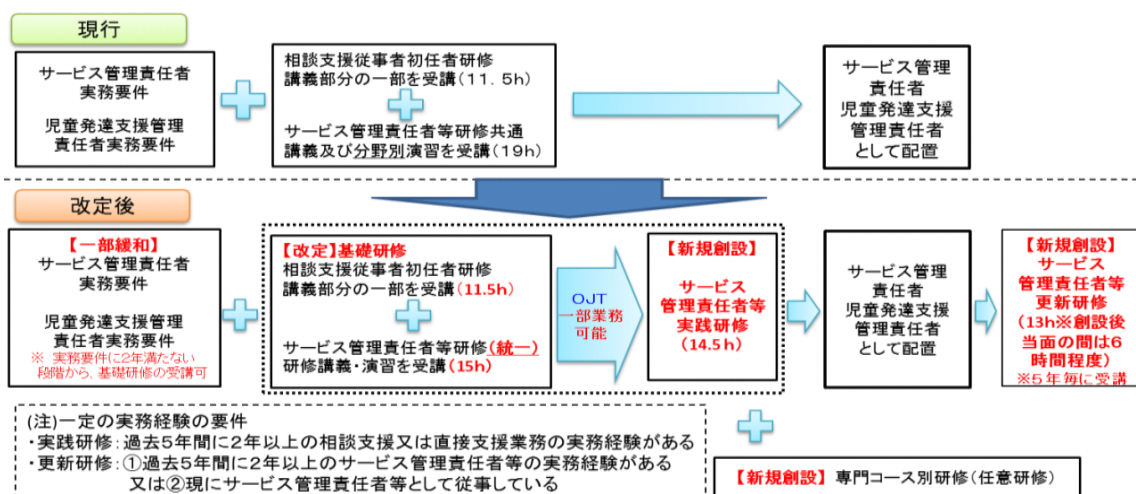
- 3 障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関(以下「障害児入所施設等」という。)において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日から起算して 1 年間(当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の開設の日が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合にあつては平成 31 年 3 月 31 日までの間)は、前号の要件を満たしているものとみなす。

以下 (略)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完する予定。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※新体系移行後に既に実務要件を満たす者は、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

【見直しイメージ】



【要件緩和事項】

現行	見直し後
① 実務経験の一部緩和 ○直接支援業務 10年 ○実務経験を満たして研修受講 ・ 相談支援業務 5年 ・ 直接支援業務 10年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3年	○直接支援業務 8年 ○基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可 ・ 相談支援業務 5年→3年 ・ 直接支援業務 8年→6年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3年→1年
② 配置時の取扱いの緩和 ○研修修了後にサービス管理責任者として配置可 ○個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可	○既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者は、2人目のサービス管理責任者として配置可 ○実務経験が2年満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可
③ 研修分野統合による緩和 ○サービス管理責任者の各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)、児童発達管理責任者研修別に研修を実施 ・ 修了した分野のみ従事可	○全分野(児童発達支援管理責任者を含む)のカリキュラムを統一し、共通で実施 ・ 全分野のサービスに従事可 ・ 平成30年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす